

松戸市農業委員候補者評価要領

松戸市農業委員候補者評価委員（以下「評価委員」という。）は、松戸市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）に応募・推薦された農業委員候補者の評価をする。農業委員の職務内容等を踏まえ、次の評価方法で評価する。

1 農業委員の職務

- ・農地法等の法令に定められた農地の権利移動や転用にかかる許認可業務
 - ・農地等の利用の最適化の推進にかかる活動
- 「松戸市農業委員募集要領」の「4 職務内容」を参照。

2 農業委員の任命に関する法令上の規定

農業委員の任命にあたっては、農業委員会等に関する法律（以下「農業委員会法」という。）等において、適性、欠格事項等、属性毎の任命数、委員構成にあたっての年齢・性別のバランスへの配慮などが以下のとおり規定されており、市長が、議会に同意を得て、任命する。

(1) 農業委員に求められる適性

農業委員の任命にあたっては、農業委員会法第8条第1項により以下の適性のある者を任命する。

- ① 農業に関する識見を有すること。
- ② 農地等の利用の最適化の推進に関する事項や、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行えること。

(2) 欠格事項等

農業委員会法第8条第4項等に基づき、以下の欠格事項に該当する者、または兼職規定に抵触する者は、農業委員に任命することはできない。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 何らかの公職に就いており、関係法令等 により兼職が禁止されている者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- ⑤ 遊休農地を所有しているなど、農地法(昭和27年法律第229号)の趣旨に反している者

⑥ 松戸市税を滞納している者

(3) 属性毎の委員の任命に関する規定

農業委員会法の各規定に基づき、農業委員は以下に掲げる属性の者をそれぞれ含めるよう定められています。

- ① 認定農業者である個人および法人（役職員）が過半数の8名以上を占めこと。

【農業委員会法第8条第5項】（松戸市の定数14名に基づき算定）

- ② 農業の利害関係を有しない者が1名以上含まれること。

【農業委員会法第8条第6項】

(4) 任命にあたっての配慮事項

農業委員の任命にあたっては、農業委員会法第8条第7項に基づき、「委員の年齢」「性別等」に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない。

3 評価方法

(1) 評価

農業委員候補者への応募者の全員を対象に、「表1 農業に関する利害関係がある者の評価項目」及び「表2 農業に関する利害関係がない者の評価項目」の配点基準により採点する。このうち、基本評価については応募書類から評価できる項目のため、あらかじめ事務局にて採点する。

評価委員は、事務局が行った基本評価の採点の確認と「表3 適正評価」についての採点をする。評価結果は、「松戸市農業委員応募者評価シート」の「評価欄」に応募者ごとの点数を記載する。

なお、農業委員候補者について、前述の「2 (2) 欠格事項等」に該当することが判明した場合は、事務局から評価委員に連絡し、評価対象から除外する。

(2) 評価委員との間で利害関係のある者への評価について

農業委員応募者において、農業委員応募者と評価委員との間で以下の利害関係がある場合は、その応募者の評価は利害関係のある評価委員を除く評価結果に基づきとりまとめるものとする。

- ① 三親等以内の者
- ② 自身の所属する団体・事業者に所属する者（例えば会員事業者など）
- ③その他、何らかの利害関係のある者（例えば評価委員が弁護士・税理士等であって顧問契約等を締結している相手方）

4 その他

評価委員は、「松戸市農業委員候補者評価委員設置要綱」第6条に基づき、当該評価を行うにあたり当市から提供した資料・情報を他に漏らしてはならない。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

表1 農業に関する利害関係がある者の評価項目

基本評価		50点
評価項目	評価内容	配点
①職歴	農業委員、農地利用最適化推進委員の職歴がある者は、農業委員会業務に精通していることから評価し、そのうち農業委員の職歴がある者をより高く評価する。 ※1 市内農業団体で長を務めた経験のある者は、市内農業者からの信頼も厚く、職務を遂行するための調整力等もあると見込まれることから評価する。	10
②資格等	認定農業者・普及指導員・指導農業士・農業士・技術士（農業部門）の資格等がある者は、農業に関する識見が高いと見込まれることから、高く評価する。また、農業に関する教育を受けている場合は、農業に関する識見を有していると見込まれることから、評価する。	10
③農業従事度	農業に関する経験と知識の有無を判断するため、5年以上の営農を行っている者を評価し、更に10年以上の営農を行っている者をより高く評価する。	10
	農業に関する経験と知識の有無を判断するため、30a以上の面積を耕作している者を評価し、更に50a以上の面積を耕作している者をより高く評価する。 ※施設園芸の場合、20a以上を評価し、更に30a以上をより高く評価する。	10
④推薦	農業委員として適任であると、推薦を受けた社会的に信頼のある者を評価する。 ※2 そのうち、農業関係団体の推薦を受ける者は、信頼があると考えられるため、より高く評価する。	10

※1 農家組合、松戸市園芸品出荷組合連合会、松戸市農事研究会、松戸市花卉園芸生産組合、松戸市農業青少年クラブにて1年以上の経験を要する

※2 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農家組合、松戸市園芸品出荷組合連合会及び同連合会加入団体、松戸市農事研究会及び同研究会加入団体、松戸市花卉園芸生産組合、松戸市農業青少年クラブ、千葉県女性農業委員の会

表3 適正評価

適正評価		50点
評価項目	評価内容	配点
①抱負・目標・意欲	農業委員に就任した場合に取り組みたいことや抱負を具体的に回答できたか。 農業委員に就任することの意欲や熱意が感じられるか。	20
②適格性・理解度・遂行能力	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する職務を理解しており、職務を適切に遂行できると見込まれるか。	20
③貢献度・活躍期待度	経験や現在の状況から、委員活動に貢献できると考えられるか。 農地法の適正、適切な運用が期待できるか。	10

表2 農業に関する利害関係がない者の評価項目

基本評価

50点

評価項目	評価内容	配点
①職歴	農業委員の職歴がある者は、農業委員会業務に精通していることから高く評価する。 ※1 農業協同組合営農部門・農業関連会社・農業関係研究機関の職歴がある者は、農業に関する識見を有していると見込まれることから、評価する。 ※2 官公庁の職員及び附属機関の委員の職歴がある者についても、農業に関するものに限らず行政に関する幅広い識見を有し、中立的な職務遂行が見込まれることから評価する。 ※3 本市町会・自治会連合会(旧 松戸市市政協力委員連合会)で地区長を務めた経験のある者についても、地区の情勢に関する幅広い識見を有し、中立的な職務遂行が見込まれることから評価する。	15
②学歴	農業に関する教育を受けている場合は、農業に関する識見を有していると見込まれることから、評価する。	10
③資格	普及指導員・技術士（農業部門）の資格がある者は、農業に関する識見が高いと見込まれることから、高く評価する。弁護士・司法書士・行政書士・税理士等は、行政事務の知識が豊富であり、その識見を職務の遂行に発揮できると見込まれることから評価する。そのうち、弁護士・司法書士の資格がある者は、識見が一層高いと見込まれることから、より高く評価する。	15
④推薦	農業委員として適任であると、推薦を受けた社会的に信頼のある者を評価する。 ※4 そのうち、農業関係団体の推薦を受ける者は、信頼があると考えられるため、より高く評価する。	10

※1 一定期間（10年以上）の職歴を要する

※2 委員については1期以上、その他については一定期間（10年以上）の職歴を要する

※3 1年以上の経歴を要する

※4 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農家組合、松戸市園芸品出荷組合連合会及び同連合会加入団体、松戸市農事研究会及び同研究会加入団体、松戸市花卉園芸生産組合、松戸市農業青少年クラブ、千葉県女性農業委員の会

表3 適正評価

50点

評価項目	評価内容	配点
①抱負・目標・意欲	農業委員に就任した場合に取り組みたいことや抱負を具体的に回答できたか。 農業委員に就任することの意欲や熱意が感じられるか。	20
②適格性・理解度・遂行能力	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する職務を理解しており、職務を適切に遂行できると見込まれるか。	20
③貢献度・活躍期待度	経歴や現在の状況から、委員活動に貢献できると考えられるか。 農地法の適正、適切な運用が期待できるか。	10

松戸市農業委員応募者評価シート（利害関係あり）

評価委員名

松戸市農業委員応募者評価シート（利害関係なし）

評価委員名